

【諮問第68号】

11川公審第23号
平成11年12月22日

川崎市教育委員会
委員長 布川光明様

川崎市公文書公開審査会
会長職務代理者 安富 潔

公文書閲覧等請求に対する承諾（一部公開）処分に関する不服申立てについて（答申）

平成10年2月16日付け9川教庶第1182号の2をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する承諾（一部公開）処分に関する不服申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の一部公開処分は妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

平成9年11月27日、本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、「平成9年10月6日（月）のことについての報告書、高校定時制から教育委員会指導課に出した。」の公文書の写しの交付（郵送希望）請求をしたが、川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、上記請求対象文書のうち、氏名、学年、組、教科名、クラブ名等の個人生活事項部分を伏せて写しを交付したため、平成10年1月30日、不服申立人が条例第14条第1項に基づき、全部開示を求めて不服申立てを行ったのが本件不服申立てである。（当審査会諮問第68号事件）

3 不服申立人の主張要旨

平成10年5月11日付け不服申立人の意見書及び平成11年10月23日の不服申立人の意見陳述によれば、不服申立人の主張の概要は以下のとおりである。

- (1) この報告書は、担当教諭の話を中心に学校が作った文書なので、他の人に聞いておらず報告書の中に出てくる生徒の名前も正確でないので正す必要がある。
- (2) 報告書には「教諭による生徒指導上の発言」と記載されており、公務時間中の生徒への指導上の発言なのでプライバシーにあたらぬ。

4 実施機関の主張要旨

平成10年4月6日付け実施機関の処分理由説明書及び平成11年6月12日の実施機関からの事情聴取によれば、実施機関の主張の概要は以下のとおりである。

- (1) 本市の情報公開制度は、条例においては「知る権利」との調和を図りつつ、個人のプライバシーは最大限保護されなければならないとの展望から、個人情報保護の措置を講じている。こうしたことから条例第6条では、市民の知る権利を最大限に尊重するため、請求権者の範囲を限定せず、何人も公文書の閲覧及び写しの交付を請求することができることと定める一方で、条例第7条第1項第1号では、個人に関する情報を最大限に保護するため個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報は、閲覧等を拒むことができると定めている。
- (2) 本件請求に係る公文書は、そのタイトル「生徒への発言内容にかかわる報告書」が示すように、学校生活における生徒・教諭間のトラブルがその中心をなしていることから、これを一律に全て公開することは、特定個人の人格上の権利又は利益あるいはプライバシーを侵害するおそれがある。また、生徒間又は生徒・教諭間に対立感情を生み円滑な学校運営の障害になりかねない。
- (3) そもそも情報公開制度は、何人に対しても平等・公平な取り扱いをすることが求められており、個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であれば、たとえ自己に関する情報であっても本人が請求した場合、あるいは本人以外のもので本人の同意を得て請求した場合でも、公開の請求に対しては非公開とするこ

とができるとされており、請求人が本人であっても特別な取り扱いが認められているわけではない。

- (4) もっとも、川崎市個人情報保護条例第17条の規定に基づき本人であることを明らかにして、同様な請求をした場合は本件処分とは異なる結果となるものと思われる。
- (5) 以上の事から、本件請求については、公文書に記載されている個人生活事項に十分配慮し、個人識別性のある部分を伏せて残りの全てを公開する一部公開処分としたものである。

5 審査会の判断

- (1) 本件不服申立ての対象は、川崎市立 高等学校校長 (以下「校長」という。)の作成に係る平成9年10月28日付けの「生徒への発言内容にかかわる報告書」(以下「本件文書」という。)中の個人識別情報に該当するとして非公開となった個人名(教諭名・生徒名)・対象生徒の住所・学年・組・教科名・クラブ名であった。

ところが不服申立人は、平成11年10月23日当審査会に於ける口頭意見陳述の際、上記不服申立ての対象中、生徒の氏名はその生徒の個人生活事項で個人識別性のある情報であり、その生徒の住所・学年・組・教科名・クラブ名も、それらを知ることによって、当該生徒を識別することが可能となる情報であると理解できるとして、最終的に非公開を不服として公開を要求するのは担当教諭名のみであると述べた。

本件文書は、担当教諭が公務時間中に行った生徒への指導上の発言に関するものであり、当該情報は担当教諭の公務の遂行に係る情報であるから、条例第7条第1項第1号にいう「個人生活事項」にあらず、非公開の対象とならないというのが不服申立ての理由である。

- (2) 当審査会の判断は次のとおりである。

本件文書の作成者である校長に関しては、当然公務の遂行に係るものであり、氏名も公表されている。問題は、本件文書を作成するにあたり、その作成者である

校長から事実確認のための聴取を受け、事情を説明した教諭の氏名である。この教諭が「生徒指導」という自己の職務に関して管理者である校長に説明する内容は、当該教諭自身にとっては、教育委員会の指導若しくは処分の対象となるかも知れない情報である。こうした情報は、当該教諭個人の生活事項のうち公務に関する部分ではあるが、あくまで個人生活事項であることに変わりはなく、公務の遂行に係る情報ではない。したがって、条例第7条第1項第1号にいう「個人生活事項」にあたり、記述された事実部分には直ちに個人識別性はないものの、その氏名は「個人識別情報」である。

以上の理由により、本件文書中の担当教諭の氏名は、条例第7条第1項第1号に該当し、その非公開処分は妥当である。

- (3) なお、平成10年5月11日付けの不服申立人の意見書の「生徒の名前については……正確かわからない。」の記載から忖度すると、不服申立人の公文書の写しの交付請求の目的は、自らの個人情報である本件文書の内容の正確性をチェックし、場合によっては訂正請求することにあると思われる。そうであるとすれば、川崎市の場合、個人情報保護条例に基づく閲覧等請求が相当と思われ、そのことはすでに、当該事務を所管

する教育委員会事務局学校教育部指導課から不服申立人に案内されているが、不服申立人にその意思はなかったことを付言しておく。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 石井 尚武

委員 大西 千枝子

委員 小林 美智子

委員 安富 潔